



収入保険制度についてのお知らせ

今回のTAC通信では収入保険制度の情報をまとめてみました。

- 青色申告をしている農業者(個人・法人)の皆さんが加入できます。
- 収入になるものは農業者自ら生産している農産物の収入全体が対象です。
(加工品は原則として販売収入に含めない)
- 補償の対象
自然災害による収入減少や価格低下など、農業者の経営努力では避けられない収入減少が対象です。
- 補償の内容
当年の収入が基準収入の9割(5年以上の青色申告実績がある場合)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を補填します。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。(任意加入)
保険料は50%、積立金は75%を国が負担します。

保険料・積立金・補償額の例

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)支払率9割を選択した場合

農業者に用意いただくお金

保険料 7.2万円(保険料は掛捨て)

積立金 22.5万円(積立金は補填に使われない限り翌年に持越し)

合計 29.7万円

補填金の支払は

上記加入で当年収入が500万円になった場合(表太枠部分参照)

収入減少の程度 (当年収入)	補填金の合計	補填金		補填金を含めた 当年収入 (対象基準収入)
		保険金	積立金	
30%(700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
50%(500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
100%(0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

加入・支払等のスケジュール (H30秋 加入申請を開始した場合の個人のイメージ)

~平成29年	平成30年		平成31年	平成32年
	10月~11月	12月末	1月~12月	3月~6月 (確定申告後)
青色申告 を実施	加入申請	保険料等 の納付	収入保険制度の 収入算定期間	保険料金の 請求支払

(参考)保険料率・積立金の計算方法

・保険料=基準収入×補償限度(0.8)×支払率(0.9)×保険料率(1%)

・積立金=基準収入×積立幅(1割)×支払率(0.9)×1/4